

(公社)高知県薬剤師会 薬局・薬剤師の災害医療救援活動マニュアル

〇はじめに

平成24年12月に公表された、「高知県版」南海トラフ巨大地震による被害想定概要によると、南海地震が発生した場合、本県では、死者数42,000人全壊153,000棟の甚大な被害が想定され、特に、想定死者数42,000人のうち、津波によるもので36,000人(90%)、建物倒壊によるもので5,200人(約12%)その他火災や崖崩れによるものとされている。

この南海地震から、県民の命を守るには、県民自身による建物の耐震補強や、津波からの避難行動など、県民による自助・共助の取り組みが重要であり、高知県では、「県民の命を守る」を最重点に、自助・共助を基軸とした南海地震対策を進めている。

このため南海地震に備えるための県の基本的な考え方や当面の取り組みなどを、県民に分かり易い形で示し、課題や目標を県民と共有しながら取り組むことが、重要であると「南海地震に備える基本的な方向」がとりまとめられている。

平成17年3月には、高知県災害医療救護計画及び高知県災害救急医療活動マニュアルが策定されたが、平成23年東日本大震災で突きつけられた多くの課題を受けて全面的な見直しを行い、その中で薬剤師会に対して薬剤師の派遣、医療救護活動等が要請されている。

さらに、平成24年3月に高知県と高知県薬剤師会は、災害発生時に高知県の要請を受けて被災地で医療救護活動に従事する薬剤師の派遣についての「災害時の医療救護に関する協定」を締結している。

また、平成24年、25年には、高知県・高知市から薬剤師会に対して災害発生時に高知県災害医療対策本部・支部及び高知市災害医療対策支部において医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う災害薬事コーディネータの推薦依頼があり、平成25年7月末現在49名の薬剤師を推薦し、委嘱されている。

このような状況の基で、社会に貢献できる薬剤師としての役割を果たすため、公益社団法人高知県薬剤師会や会員薬剤師の災害時の救援活動や平時における準備、防災対策などに関する方針をマニュアルとして定めたものである。

第1章 総論

1 過去の大規模災害(地震)の発生状況

本県では、1605年に慶長地震(M7.9)、1707年に宝永地震(M8.4)1854年に安政南海地震(M8.4)、1945年に南海地震(M8.0)が発生し、日本列島では1923年の関東大震災以降の約80年の間に、大きな地震発生は20件に達し、最近では、1995年の阪神・淡路大震災や2004年の新潟県中越地震、また、2012年には東日本大震災が発生した。

2 地震災害の特性

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、100年から150年の間隔で発生すると言われており、政府の「地震調査委員会」は、平成16年9月1日付けで、今後30年以内に発生する確率を50%程度、50年以内では80%程度と公表した。

本県では、次の南海地震が発生すると、沿岸に近い地域では震度6強（地盤の悪いところなどでは震度7）から震度6弱、その他の地域でも震度5強の強い揺れが、約100秒間という非常に長い時間にわたって続くと想定されている。

また、早いところで3分、遅くとも30分以内には、本県の全沿岸域に津波が押し寄せ、その高さは、最低でも3メートル以上、高いところは30メートルを超える非常に高い津波高が想定されている。

こうした南海地震による揺れと津波は、県内全域にわたって同時かつ多発の甚大な被害をもたらすとともに、県内外とのアクセスが寸断され、地域の孤立を招くと想定されている。

また、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害が出る南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。

3 公益社団法人日本薬剤師会等の最近の取り組み

平成8年7月には、阪神・淡路大震災の際の薬剤師の救護活動の報告書「災害医療における薬剤師の役割」を取りまとめ、更に同年12月には「薬局・薬剤師の防災マニュアルー災害時の救護活動と平時の災害対策に関する指針ー」を策定し、さらに、平成19年1月に同マニュアルの見直しを行い、各都道府県薬剤師会に配布した。

平成24年3月には、厚生労働科学研究の報告書として医療に従事する薬剤師及び薬剤師会が災害時に行うべき活動と平時の準備・防災対策を示した「薬剤師のための災害対策マニュアル」が公表された。

4 高知県の最近の取り組み

本県においては、平成10年3月県民の生命、身体及び財産を災害から護り、県土の保全と県民生活の安全確保を目的とした「高知県地域防災計画」を策定した。

さらに、平成17年2月には、高知県南海地震対策推進本部が「南海地震に備える基本的な方向」を定め、建物の耐震化や自主防災組織作り等の対策に取り組んでいる。

また、平成17年3月には、災害時の医療救護活動計画や救急医療活動の具体的方向を示した高知県災害医療救護計画及び高知県災害救急医療活動マニュアルが策定され、各市町村においても順次具体的な医療救護活動計画等が策定されることとなっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、平成24年3月には、上記高知県災害医療救護計画及び高知県災害救急医療活動マニュアルの見直しが行われた。

同年3月には、高知県と高知県薬剤師会との間で、災害発生時に被災地で医療救

護活動に従事する薬剤師の派遣についての「災害時の医療救護に関する協定」を締結している。

平成24年度から薬剤師会等の推薦を受けて、災害発生時に高知県災害医療対策本部・支部及び高知市災害医療対策支部のもとで医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う災害薬事コーディネータの委嘱を行っている。

5 公益社団法人高知県薬剤師会の取り組み

公益社団法人高知県薬剤師会においては、副会長を高知県災害医療対策本部役員、常務理事を高知県災害医療対策本部会議医薬品部会委員として参画させ、高知県の行う災害医療対策の立案や高知県災害医療救護計画及び高知県災害救急医療活動マニュアル作成等に協力してきた。

平成24年3月には、高知県との間で災害発生時に高知県の要請を受けて被災地で医療救護活動に従事する薬剤師の派遣についての「災害時の医療救護に関する協定」を締結している。

また、災害発生時に高知県災害医療対策本部・支部及び高知市災害医療対策支部において医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整等の任務に当たる薬剤師を災害薬事コーディネータとして高知県知事及び高知市長に推薦し平成25年7月末現在49名の薬剤師が委嘱されている。

この高知県災害医療救護計画及び高知県災害救急医療活動マニュアル、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、高知県薬剤師会（県薬）及び薬局・薬剤師の医療救援活動が円滑に行われることを目的に、県薬・支部・個々の薬局・薬剤師の医療救援活動に関する県等の行政機関からの要請及び自主的な活動について、高知県薬剤師会としての災害医療救援活動マニュアルを策定し、訓練等を行いながら、万一の場合に円滑な救援活動が実施できるような取り組みを推進する。

第2章 災害時に薬剤師に求められる救援活動

1 災害医療救援活動

災害発生後、最も優先されるべきは負傷者の救助であり、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大災害時には、被災地に設けられた救護所等において医療救援活動が行われている。

被災地での医療救護活動においては、医師、看護師がその中心的役割を担うことになるが、被災地の救護活動においても当然医薬品が使用され、さらにその医薬品は平時と異なり種類が限定していることから、被災地の医療救護活動において薬剤師の活用が有効であることが明らかとなっている。被災地の派遣される医療チーム（救護班）では、少人数の医師が専門科以外の患者に対応し、また、平時に使用したことがない銘柄の医薬品を使用せざるを得ない状況も生じる。従って、被災地の医療救護活動における薬剤師の役割としては、単なる調剤や服薬指導にとどまらず、こうした場合に医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬につ

いての助言を行うなど、医薬品の適正使用に貢献する幅広い活動が要求される。

2 被災地における医薬品等の安定供給への貢献

過去の大震災の際には、厚生労働省並びに都道府県薬務担当課の指示により、被災地外からの救援医薬品がいったん医薬品集積所に集められ、仕分けや保管・管理がなされた後、保健所を経由して救護所や避難所に搬出された。集積所は、医療用医薬品と一般用医薬品の2箇所が設けられ、薬効別分類、在庫管理、出入管理、品質管理、避難所・救護所等からの要望に応じた医薬品の供給、不足医薬品の発注、及び迅速かつ的確な搬送等を行う上で、専門的な知識のある薬剤師の配置が不可欠であった。

また、震災発生後、被災地外から医薬品が安定的に供給されるようになるには5日間程度の日数が必要であったため、最も患者数の多い災害直後の医薬品供給については被災地内での対応によらざるを得ない面が大きかった。従って、県内での医療機関や薬局の医薬品在庫が期待されており、各県薬剤師会支部と各市町村が「災害時の医療活動及び医薬品等の供給活動に関する協定」において、薬局在庫の医薬品等の提供を要請されている。

3 避難所等における被災者への支援

大震災の発生後には、市町村の指定した避難所（主に学校など）に多くの被災者が集まり、また行政の指定した避難所以外にも、自然発生的に多くの避難所ができることが予想される。

これらのうち比較的規模の大きい避難所には、救護所も併設され医療チームが派遣され、医療活動も行われることが想定される。前述のように、薬剤師にはこうした医療チームに参加しての医療活動が求められるが、それ以外にも避難所等における薬剤師の役割としては、①一般用医薬品の保管・管理、及び被災者への供給、②医薬品等に関する相談、③トイレの消毒など避難所等の衛生環境の管理など、医療活動にとどまらない様々な活動が求められる。

第3章 救援活動への参画

1 救援活動の種類

災害発生後に薬剤師が行う救援活動は、高知県との「災害時の医療救護に関する協定」に基づく活動と、日本薬剤師会等からの要請及び薬剤師会による自主的活動に大別される。

これらの活動は、高知県災害医療対策本部・各支部に配置される災害医療コーディネータの総合的な指示を受けた災害薬事コーディネータが、医薬品等の供給・確保等や薬剤師の確保・派遣先の調整などについて指示することで効率的・効果的に行われる。

2 活動場所ごとの救援活動の内容

活動場所ごとの救援活動及び適性職種の例を挙げると次のようなことが考えられる。

(1) 救護所・救護センター

①医療救護班への参加

- ・医薬品使用に関する医師等への助言（薬剤鑑別、同種同効薬や一般用医薬品の活用 等）
- ・調剤
- ・患者への服薬指導
- ・医薬品等の保管・管理

②救護所・救護センターの設置されていない避難所に対する巡回診療への参加

③地域医療機関との連携

④適性職種：病院薬剤師・薬局薬剤師等

(2) 医薬品集積所

① 集積所医薬品等の保管・管理

- ・医薬品の品名、数量、同種同効薬の有無及び数量の管理
- ・薬効別分類
- ・有効期間、使用期限の確認
- ・保存に注意が必要な医薬品（冷所保存、湿度に注意するもの）の保管
- ・取扱いに注意が必要な医薬品（向精神薬、毒薬、劇薬）の保管（施錠可能なスペースの確保）

②災害医療対策支部（福祉保健所）・救護所からの要望に応じた医薬品等の供給

③不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡

④避難所向けの救急医薬品セット及び衛生材料セット等の作成・供給

⑤適性職種：製薬企業・卸業勤務薬剤師、病院・薬局薬剤師等

(3) 福祉保健所

①必要な医薬品等の取り寄せ

②薬品等の仕分け、保管・管理

③救護所・救護センターへの医薬品等の供給

④被災者への一般用医薬品の配付

⑤医療救護班の残置薬の整理・回収

⑥適性職種：病院薬剤師、薬局薬剤師等

(4) 避難所

①一般用医薬品の保管・管理及び被災者への配付

②医薬品等に関する相談

- ③避難所のトイレの消毒等、衛生管理
- ④飲料水の水質検査等、環境衛生活動
- ⑤避難所となった小中学校における学校薬剤師活動
- ⑥適性職種：薬局薬剤師、学校薬剤師等

3 医療救援活動を行なう上での留意事項

(1) 医療救援活動に参加する上での心得

被災地において医療救援活動を行なう上で最も重要なことは、被災者の救済を第1に考えることである。そのうえで、薬剤師としての職能意識を持ち、活動場所の状況を良く把握するとともに、現場指揮者や災害薬事コーディネータの指示によるなど統率のとれた行動を心掛ける必要がある。

同時に、指揮系統が確立されていない状況下では誰かの指示を待つという態度ではなく、自ら仕事を見付けるぐらいの気持ちで活動すべきである。

この際、的確な状況判断、臨機応変な行動を行なうことは当然であるが、医療救援活動を行なう医療救護班の他のメンバー、被災地の地域薬局や現地薬剤師会との協調性を持つことも重要であり、地元薬剤師や他のボランティアに負担や迷惑をかけるような行動は厳に慎むべきである。

(2) 後任者との業務引継ぎと医療救援活動の終了

医療救援活動の内容を後任者にわかるように記録に残すことが重要である。

また、医療救援活動終了後の余剰医薬品については、後任に引き継ぐか、あるいは携行した者が持ちかえるかして放置されることのないよう留意する。

被災地外からの医療救援活動は、被災地において平時の医療体制が復旧次第速やかに終了することを原則とし、現地薬剤師会に引き継ぐものとする。

(3) 組織的な派遣

個人的に被災地に出動するよりも、薬剤師会として組織的に派遣されることが望ましい。この場合、最低限度の医薬品や必要な医療器材、生活必需品を自ら持参して行くように努める。

出動に際しての往復の交通手段、食料、宿泊等の手配は、原則として自己完結とし被災地に迷惑をかけないようにする。

食料及び水については、3日間程度の出動を行う場合は自給自足を原則とする。

服装については、二次災害を防ぐため、初期においては防災服、防災靴、ヘルメット等が必要と考えられる。

(4) 携行備品等

医療救援活動に参加する場合には、必要と思われる備品、書籍等を携行することを原則とする。

携行品等としては次の物が考えられ、薬剤師会で常備しておくことも考慮する必要がある。

- ① 腕章・胸章（薬剤師会名）、ネームプレート（顔写真入りが望ましい）等の薬剤師の身分を証明する物
- ② ヘルメット、防災服、白衣、防災靴
- ③ 雨具、防寒具（季節に応じ）、寝袋
- ④ 携帯電話、ラジオ、懐中電灯、パソコン
- ⑤ 緊急車両用ステッカー
- ⑥ 緊急用調剤セット（薬袋、投薬ビン、秤、スパーテル、薬包紙等）
- ⑦ 参考書籍等

(5) 的確な情報把握の手段等

被災地外から派遣される薬剤師が、現地の交通状況、救援活動を行う場所のライフライン（水、燃料、電気等）の状況、患者数や疫病、備蓄されている医薬品の種類・量・不足状況等を事前に知ることは、効果的な救援活動を行う上で重要であるが、こうした状況は時々刻々と変化していくため、様々な状況を直接被災地の薬剤師等に求めることは無理である。また、数日単位で交代する要員に対し、混沌とする被災地の薬剤師等が情報をその都度正確に伝えることは、被災地に過度の負担をかけることになる。

従って、こうした情報は県薬災害医療対策本部が一括して管理し、被災地外から派遣される薬剤師は、県薬災害医療対策本部から情報を得ることを原則とする。

また、救援活動終了時には必ずその時点での状況を県薬災害医療対策本部に報告することとする。

さらに、災害時にはインターネット等を通じて被災地の状況や交通事情などの情報が発信されるため、これらにアクセスすることが可能であれば、有効な情報源となりえる。

(6) 指揮命令系統について

薬剤師が救援活動を行う上では、次のような指揮命令系統に従うことを原則とする。

- ① 市町村等行政の担当者が派遣されている場所や福祉保健所等では、そこでの行政の責任者（高知県内の場合は災害薬事コーディネータ）の指示に従う。
- ② 医療チーム（救援班）の一員として活動している場合には、その医療チーム（または所属機関）の責任者の指示に従う。
- ③ 薬剤師会としての自主的な救援活動の場合は、県薬災害医療対策本部または該当薬剤師会支部長の指示に従う。
- ④ その他、救援活動を行う上では混乱を防ぐため、出動要請を含め、指示等の連絡は双方で担当者名及び所属等を確認し、記録しておくことが必要である。

(7) 後任者との業務引継と救援活動の終了について

救援活動を後任者に引き継ぐ際には、それまでの救援活動の内容を後任者にわ

かるように記録に残すことが重要である。また、医療救援活動終了後の余剰医薬品については、後任者に説明して引き継ぐか、あるいは携行した者が責任を持って持ち帰ることとし、放置されることがないように留意する必要がある。

ただし、市町村等で配置した医薬品等については、在庫状況等の記録を残し、管理はその場所の責任者に報告し引き継いでおくこととする。

被災地外からの救援活動は、被災地における平時の地域医療体制が復旧次第速やかに終了することを原則とする。

(8) 費用負担について

災害時に県や市町村が購入し、救護所など臨時に設置された施設で、災害救助のために用いられる医薬品等は、一般用医薬品を含め全て災害救助法（各支部が各市町村とで締結している場合は、「災害時の医療活動及び医薬品等の供給活動に関する協定」による）が定める費用の支弁対象として取り扱うことができる。

ただし、実際に消費された医薬品等についてのみが支弁対象となることに留意する必要がある。

そのためには、医薬品等の発注・受け取り量・在庫などの記録も必要となることから、当初からそのことを念頭に置いて管理しておく必要がある。

(9) 救援物資の送付について

個人の薬剤師が救援物資として送付や提供した医薬品等は、ときに非包装品や有効期間・使用期限等の不明のもの、添付文書を欠くものなども多く、受け取った側で整理に時間がかかり、あまり有効に活用されなかったことが過去の災害時の経験で明らかになっている。

救援物資として医薬品等を提供する場合は、そのことを考慮し、分類して箱詰めにするとか、包装のおもてに中身の一覧表を添付するなど、被災地現場で仕分け作業がスムーズにできるよう心掛けるべきである。

(10) 日薬・薬剤師賠償責任保険の取扱い

日本薬剤師会では、救援活動における誤調剤や誤投薬等の事故に備え、県薬剤師会より申し出た派遣薬剤師が加入できる薬剤師賠償責任保険・勤務契約の月割（一ヶ月単位）が用意されており、県薬でその手続きを行う必要がある。

(11) 二次災害に対する補償

被災地での救援活動において、余震等により薬剤師が被りかねない二次災害に対する補償については、県薬や各支部と高知県及び各市町村との協定「災害時の医療救護に関する協定」、「災害時の医療活動及び医薬品等の供給活動に関する協定」に基づいて対応する。

第4章 災害時の薬剤師の救援活動

1 高知県薬剤師会の活動

(1) 「高知県薬剤師会災害医療対策本部（県薬災害医療対策本部）」の設置

次に示すような南海地震等の大規模災害が発生し、「高知県災害医療対策本部」が設置された場合、県薬においても薬剤師会に会長を本部長とする「高知県薬剤師会災害医療対策本部（県薬災害医療対策本部）」を設置する。

- ① 高知県に震度6弱以上の地震の発生時
- ② 大阪管区気象台が「15区大津波」の津波警報発令時(高いところで3m以上の津波が予想される際に発令)
- ③ その他の大規模災害で会長が必要と認めた時

(2) 役員及び災害薬事コーディネータの集結

(1)の①、②、③の場合は、県薬災害医療対策本部設置のため、会長、副会長、専務理事及び高知県災害医療対策本部担当災害薬事コーディネータ、その他の役員は可能な限り薬剤師会に集合する。(本部担当災害薬事コーディネータは県本部に集合になっているが、一旦は薬剤師会に集合する。)

高知県災害医療対策支部担当に委嘱されている災害薬事コーディネータは、各支部（県福祉保健所・高知市保健所）に集合する。

(3) 県薬災害医療対策本部会議の開催及び対応

- ① 役員の参集後速やかに本部会議を開催し、県薬としての初動体制を決定する。
- ② 本部会議では、高知県・高知市の災害薬事コーディネータ並びに・各支部と連携を図り、情報を分析検討し、各支部への活動指示や、県並びに各市町村への災害支援薬剤師の派遣等を決定する。
- ③ 本部に駐在可能な役員及び事務局職員を「情報収集担当」、「医薬品等の救援物資調達担当」、「支部からの応援要請受理及び災害支援薬剤師派遣対応担当」、「行政等関係機関との連絡調整担当」に振り分けて対応する。
- ④ 本部詰めの役員は交代で勤める

(4) 連絡方法

大地震等の発生初期は、電話の不通や停電によるFAX等の使用が不可能となるなど、通常の連絡手段による情報伝達が困難なことが想定される。

- ① 会長はじめ各理事及び支部長については、通常の電話・FAX番号、携帯電話番号・メールアドレス、インターネットのメールアドレスなどの可能な連絡手段を登録し、県薬事務局に保管するとともに各役員に配布する。

役員の交代等に伴い確実に更新し、常に最新の情報としておく。

- ② この名簿については、個人情報が出ないように各人責任を持って取扱う。
- ③ 会長及び各支部長に災害優先電話を配備している。

(5) 被害状況の把握及び高知県災害医療対策本部（災害薬事コーディネータ・医事薬務課）への報告

- ① 本部詰めの「情報収集担当」は、手分けして各支部内の会員薬局等の被害状況や医薬品等の需給状況を把握し、取りまとめる。
- ② その結果を「行政等関係機関との連絡調整担当」から高知県災害医療対策本部（災害薬事コーディネータ・医事薬務課）へ報告する。

(6) 医薬品等の救援物資調達及び県外等からの救援医薬品等の管理配布

- ① 本部詰めの「医薬品等の救援物資調達担当」は、救護所等で必要とする消毒薬等の一般用医薬品等を把握し、その調達に当たるとともに、県外薬剤師会等から本県薬当てに救援医薬品等が届けられた場合は、高知県災害医療対策本部等と協議しその管理や配布先を決定する。
配布方法は、県等と協議するとともに、県内の応援に出動できる災害支援薬剤師や県外からのボランティア薬剤師に依頼する。
- ② ライフラインの損壊で水道水が使用できない事態が想定され、希釈しなくても使用できるウエルパス等の調達が望ましい。

(7) 「災害時の医療救護に関する協定」及び支部等からの薬剤師応援要請等への対応並びに災害支援薬剤師派遣マニュアル

- ① 本部詰めの「支部からの応援要請受理及び災害支援薬剤師派遣対応担当」は、県災害医療対策本部や各支部等からの薬剤師派遣要請の受付及び県外等からボランティアとして参加する薬剤師の受付を行う。
- ② 県災害医療対策本部、日薬等からの薬剤師派遣要請または、県薬からの日薬等に対する薬剤師の派遣要請については、県災害医療対策本部、日薬等と連携しながら必要人数に応じて割り当てし、県内災害支援薬剤師や県外からのボランティア薬剤師の中から各薬剤師の派遣先を決める。
- ③ 災害支援薬剤師の派遣等については、別添「災害支援薬剤師派遣マニュアル」に基づき実施する。
- ④ 応援に出動する薬剤師は、派遣先までの移動手段や派遣先での宿舎や食事は、どの救護所等も対応できないことを想定し、各自で調達することを理解してもらう。
- ⑤ 出動する薬剤師は、可能な限り救護所等で使用できる消毒薬等を持参してそこに提供することが望ましい。
- ⑥ 支援薬剤師の必要数に応じて、不足する場合は、県内の会員に対して出動要請を行う。

(8) 行政等関係機関（災害薬事コーディネータ）との連絡調整

- ① 本部詰めの「行政等関係機関との連絡調整担当」は、各支部の薬局等の被害

状況や医薬品等の需給状況について、県医療災害対策本部（災害薬事コーディネータ・医事薬務課）へ報告する。

- ② 県外からの医薬品等の救援物資の県への集積状況を把握し、保管管理や仕分け等への薬剤師の必要性等について災害薬事コーディネータ・医事薬務課と調整し、他の担当と連携してその対応に当たる。
- ③ 薬局等から、医薬品等が不足し供給要請があった場合は、卸等との連絡調整を行う。

(9) 主な関係機関の連絡先の住所、電話番号、地図等を作成する。

- ・ 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、警察等
- ・ 災害時の医薬品集積所、避難設置予定場所
- ・ 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する

(10) 防災訓練の実施等

- ・ 防災訓練を年1回程度実施する（支部薬剤師会からの連絡を受ける訓練等）
- ・ 県、医療関係等による合同訓練へ積極的に参加する

2 高知県薬剤師会各支部の活動

地震等の大規模災害発生時は、各市町村が主体となり、災害救護所や避難所を設置し、医療活動等も市町村主体に行われ、薬剤師の派遣を必要とする場合は各薬剤師会支部に対し「災害時の医療活動及び医薬品等の供給活動に関する協定」に基づき（支部によっては市町村と薬剤師の派遣協定を結んでいない場合有り。）、薬剤師の派遣要請が予想される。

従って、災害医療においては、薬剤師会支部の活動が非常に重要であり、かつ、期待される。

- (1) 各支部においては、災害時に行政や関係団体等と連絡等を行う責任者として支部長自から又は専任の災害担当者を定めておく。
- (2) 支部長（災害担当者）は、各薬局等からの被災状況等の報告を取りまとめ、県災害医療対策支部（県福祉保健所（高知市保健所）・災害薬事コーディネータ）及び県薬災害医療対策本部へ報告する。
- (3) 管内市町村から薬剤師の派遣要請を受けた支部長（災害担当者）は、第5章の2(3)の①の名簿に基づき薬剤師の被災状況等を勘案して救援活動への参加を要請する。
支部長（災害担当者）から救援活動への参加を求められた支部会員は、可能な限り協力する。
- (4) 救護所等での任務は、市町村災害対策本部の方針や被害の状況等により一律とは限らないので、それぞれの参加箇所の方針や現場の状況に応じた臨機応変な

対応を心掛ける。

(5) 防災訓練の実施等

- ・ 防災訓練を年1回程度実施する。(会員からの連絡を受ける訓練を行う)
- ・ 市長村、医療関係者等による合同訓練へ積極的に参加する

3 薬局・店舗販売業の薬剤師の活動

- (1) 被災地の薬局(店舗販売業)の会員は、まず各自及び家族の安否の確認を行う。
また、薬局(店舗販売業)の被災の状況かつ薬局(店舗販売業)として業務を継続出来るか否かを判断し、可能な限り速やかに支部長(災害担当者)に報告する。
- (2) 薬局(店舗販売業)業務を継続出来ない場合は可能な範囲で情報を患者に広く広報する。
- (3) 業務を継続出来ない場合は可能な範囲で、支部長(災害担当者)又は市町村災害対策本部からの要請に応じ救護所等への救援活動に協力する。
- (4) 救護所等は地域の市町村により開設されているので、その組織等の責任者の指揮の下で活動する。

4 被災地の薬局に関する保険調剤にかかる事項

阪神・淡路大震災の際には、厚生省(現厚生労働省)保険局から次のような取扱いが示されている。しかし、同様な措置が取られるかどうかは、災害の規模等にもよるのでその時点での指示に従うことになる。

(1) 救護所等で交付された処方せんの取扱いについて

救護所等で診療を行った医師が発行した処方せんについては

ア 被災地の保険薬局が保険医療機関の記載がない処方せんを受け付けた場合、その処方せんが救護所・避難所等災害救助法に基づき医療の一環として交付されたケースでは、調剤報酬は救護所等の設置主体である県市町村に請求すること。

イ 当初の混乱等で、処方せんを交付した場所が救護所・避難所・その他の保険医療機関以外の場所であることが明らかでない場合は、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

(2) 患者が被災により被保険者証、健康手帳等を提出できない場合の取扱いについて

医療機関では、被災患者についても原則として被保険者証等により、被保険者の資格確認を行うこととするが、患者が被保険者証、健康手帳等を提出できない場合には

ア 被用者保険の被用者等にあつては氏名、生年月日、事業所

イ 国民健康保険の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては、氏名、生年月日、住所 を患者から申告を受けた上で受診取扱いを行うこと。

薬局において、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号が記載されていない処方せんを受け付けた場合は、処方せん及び患者の申告により、上記の事項を確認すること。

(3) 一部負担金等の取扱いについて

災害救助法適用市町村に住所を有していた者で、住家が全半壊、全半焼等した被災者、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った者については、一部負担金が一定期間免除された。

(4) 調剤報酬の請求について

被災地の保険薬局が調剤録を焼失した場合等の調剤報酬の請求については、概算請求の取扱いがなされた。

(5) 平成23年3月の東日本大震災の際にも、被保険者証が提示できないケースや通常の処方せん様式ではない医師の指示文書等を受け付けた場合ほか様々なケースへの対応についての通知が発出されており、今後も大規模災害発生時にはその時点で必要な対処法が示されると思われ、薬剤師会から会員保険薬局に対して通知する。

第5章 薬剤師会の平時の準備・防災対策

1 高知県薬剤師会の平時の準備・防災対策

(1) 県薬及び各支部の災害医療救援活動に関するマニュアルの作成及びその見直し

(2) 県薬内に災害医療対策本部を組織し、防災対策や災害時の救援活動の方法や平時の訓練等について協議、実行する

(3) 自治体との協力・協定締結の推進

- ① 高知県災害医療対策本部会議への薬剤師会代表の参加
- ② 関係機関(者)との連携等意思疎通を図る
- ③ 災害医療救援活動や出動薬剤師の事故補償等に関する行政機関との協定締結

(4) 関係機関との連携・協力体制の確立

- ① 関係機関とのネットワークの構築
- ② 医薬品等の供給体制の確認
- ③ 防災訓練の実施

(5) 近隣薬剤師会との相互支援体制の準備

(6) 情報収集体制の確立

- ① 災害時情報体制の確立
- ② 役員の連絡先等の整備された名簿の作成・管理

電話・FAX番号、携帯電話番号・メールアドレス、Eメールアドレス等

③ 衛星携帯電話導入の検討（会長、支部長には災害優先電話貸与）

④ 県・市町村の災害時の連絡先等の確認及び一覧表作成

(7) 災害支援薬剤師の募集・登録

① 高知県薬剤師会は、高知県と災害発生時に県の要請を受けて、被災地で医療救護活動を行う薬剤師の派遣に関する協定（「災害時の医療救護に関する協定」）を締結した。また、東日本大震災発生時に日本薬剤師会から派遣要請があり、災害ボランティア薬剤師を募集し派遣している。

こういった状況に対応するために、事前に被災地で医療救護活動を行う災害支援薬剤師を別添災害支援薬剤師派遣マニュアル6に基づき募集し登録する。

② 登録については、別紙様式高知県薬剤師会災害支援薬剤師登録用紙にて行う。

(8) 薬剤師派遣計画の策定

① 災害支援薬剤師の派遣順番を定めた名簿の保管管理

② 派遣期間、人数

③ 活動場所毎に適する職種等の検討

(9) 携行品の常備

① 救援活動参加時の腕章・名札等薬剤師会員であることの証の準備・配布

② 救護所等への県薬からの救援物資等の検討準備

③ 活動参加薬剤師に交付する必要物資の検討準備

(10) 防災訓練の実施等

- ・ 防災訓練を年1回程度実施する（支部薬剤師会からの連絡を受ける訓練等）
- ・ 県、医療関係等による合同訓練へ積極的に参加する

2 高知県薬剤師会各支部の平時の準備・防災対策

(1) 支部長を中心とした支部内の災害医療救援体制の確立

(2) 県福祉保健所及び管内市町村との連携

① 高知県災害医療対策支部である福祉保健所・高知市保健所との連携

② 直接救援活動等に当たる市町村担当部署との連絡体制の確立及び日頃の連携強化

(3) 薬剤師派遣計画の策定

① 各支部毎に派遣可能な薬剤師名簿の作成・保管管理

・ この名簿には、薬剤師名、住所、勤務先、連絡先（TEL、FAX番号、携帯電話番号など支部長から連絡が取りやすい方法手段）を記載する。

・ この名簿は、大地震等で通常の電話等が使用できないことを想定して携帯電話番号等を掲載するものであり、各自この名簿の保管管理は責任を持って行い、

個人情報の漏えい等が生じないように留意する。

・名簿の改訂版を受け取った会員は、古い名簿は直ちに焼却又はシュレッダー等で処理し、他人が読みとることのできないような方法で処理する。

② 情報収集体制の確立

・福祉保健所・高知市保健所、市町村の災害時の連絡先等の確認及び一覧表作成

(4) 携行品の常備

① 県薬から配布された救援活動参加時の腕章・名札等の保管

② 救護所等への県薬からの救援物資等の検討準備

③ 活動参加薬剤師に交付する必要物資の検討準備

(5) 防災訓練の実施等

・防災訓練を年1回程度実施する。(会員からの連絡を受ける訓練を行う)

・市長村、医療関係者等による合同訓練へ積極的に参加する

○ おわりに

本マニュアル作成に当たり、以下の計画やマニュアルを参考や引用させて戴きました。深謝申し上げます。

＊高知県災害医療救護計画及び高知県災害救急医療活動マニュアル

＊薬局・薬剤師の防災マニュアル (H8.12 日本薬剤師会発行)

＊災害時における薬剤師班活動マニュアル (H10.5 東京都衛生局薬務部発行)

＊薬局・薬剤師の防災マニュアル2005 (H17.9 北海道薬剤師会発行)

＊薬局・薬剤師の災害対策マニュアル (H19.1 日本薬剤師会発行)

＊薬剤師のための災害対策マニュアル (H24.3 平成23年度厚生労働科学研究報告書)

1 平成18年7月15日から施行する。

2 平成18年9月16日一部改正同日施行。

3 平成25年10月19日一部改正同日施行。

別添

災害支援薬剤師派遣マニュアル

1 趣旨

高知県薬剤師会（以下「県薬」という。）は、高知県内、他都道府県での災害発生時に「災害時医療救護に関する協定」や日本薬剤師会等関係団体からの要請に基づき、被災地での医療救護活動を行う災害支援薬剤師を派遣する。

2 災害支援薬剤師派遣の基準

- (1) 高知県から「災害時医療救護に関する協定」に基づく要請があった場合
- (2) 日薬等関係団体から要請があった場合
- (3) 県薬災害医療対策本部が必要と認めた場合

3 災害支援薬剤師の主な医療救護活動等内容

- (1) 活動地域
 - ① 高知県内で災害が発生した際「災害時医療救護に関する協定」等に基づき県内で医療救護活動を行う。
 - ② 「災害時医療救護に関する協定」、日本薬剤師会等から要請を受け県外で医療救護活動を行う。
- (2) 主な活動内容
 - 1) 医療機関、医療救護所での活動
 - ① 調剤及び服薬指導
 - ② 医薬品等の在庫管理
 - ③ 医薬品使用に関する医師や看護師等への情報提供
 - ④ 使用薬等の聞き取り、医薬品の鑑別・特定、お薬手帳の活用
 - ⑤ その他
 - 2) 避難所での活動
 - ① 一般用医薬品の分類、管理
 - ② 一般用医薬品の供給
 - ③ 公衆衛生活動
 - ④ その他

3) 医薬品集積所での活動

- ① 集積医薬品等の保管、管理
- ② 保健所等からの要請に応じた医薬品等の供給
- ③ 不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡
- ④ 避難所むけ救急セット及び医療機器、衛生用品等の供給
- ⑤ その他

4) 医療班と帯同での活動（医師、看護師と帯同）

- ① 調剤及び服薬指導
- ② 医薬品の情報提供
- ③ 一般用医薬品の供給・情報提供、お薬手帳の配布
- ④ その他

4 支援薬剤師派遣の実施方法

- (1) 県薬災害医療対策本部設置により、本部から支援薬剤師に派遣準備の連絡。
- (2) 高知県、日本薬剤師会または被災地薬剤師会からの情報により、派遣規模、派遣先を本部が決定する。
ただし、高知県、日本薬剤師会からの要請のある場合はそれに従う。
- (3) 派遣先の決定を受け本部で、支援薬剤師の日程調整を行い支援薬剤師に派遣の指示を行う。
- (4) 支援薬剤師は薬剤師であることを証明できるものを持参し、派遣後は派遣先の指示に従い医療救護活動を行う。

5 支援薬剤師の服装・持ち物

(1) 服装

- ① 高知県薬災害ベストを着用（県薬で準備）
- ② 動きやすい服装（スカート等は避ける）と余裕を持った着替え
- ③ 屋外での活動にも対応出来るように保温性・防水性が保たれる服装
- ④ リュック、寝袋、マスク、ヘルメット、雨具、手袋、懐中電灯、救急セット等（県薬で準備）

(2) 携行品

- ① 名札、腕章（県薬で準備）
- ② 名刺

③ 筆記用具（メモ帳、ペン等：県薬で準備）

④ 医薬品集等書籍

⑤ 調剤に必要な道具

はさみ、輪ゴム、油性ペン、電卓、調剤印等があると便利（一部県薬で準備）

（３）その他

① 携帯電話

② 記録媒体（カメラ等）

③ 現金

小銭を含めた形で持っていくとよい

④ 飲料水

数本県薬で準備（500ml）

⑤ 洗面具

⑥ 寝具として、寝袋以外に毛布等

6 災害支援薬剤師の登録・派遣期間

（１）災害支援薬剤師の登録等

① 登録（随時受付）は、別紙様式高知県薬剤師会災害支援薬剤師登録用紙に記載し、高知県薬剤師会情報センターにFAX、メール又は郵送で登録する。

② 登録期間は登録の申し込みのあった日の属する年度の翌々年度末までとし、辞退等の申し出がない場合は自動的に更新する。

（２）派遣期間

災害支援薬剤師は、災害発生時に原則として被災地に連続３日以上滞在し支援活動する。

別紙様式

高知県薬剤師会災害支援薬剤師登録用紙

*登録番号（ ）

*は記入しないでください

登録年月日	平成 年 月 日
フリガナ 氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
性別	男 ・ 女
自宅住所	〒 —
自宅電話番号	— —
自宅FAX番号	— —
自宅メールアドレス	
携帯電話番号	
（勤務先） 名称	
住所	〒 —
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
薬剤師免許番号	
登録年月日	昭和・平成 年 月 日
支援活動実績	無 ・ 有 活動場所（ ）
自動車免許	無 ・ 有